

二国間交流事業 共同研究報告書

令和6年4月12日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

[日本側代表者所属機関・部局]
早稲田大学・アジア太平洋研究科
[職・氏名]
准教授・瀬田真
[課題番号]
JPJSBP 120219401

1. 事業名 相手国: トルコ (振興会対応機関: TUBITAK) との共同研究

2. 研究課題名

(和文) 紛争海域における資源に関する共同管理協定(JMAs)及びその実現可能な履行

(英文) Research of the Joint Management Agreements (JMAs) on the Maritime Resources in
Disputed Maritime Zones and their Possible Implementations for the Perspectives of the Japan and
Turkey

3. 共同研究実施期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日 (3年0ヶ月)【延長前】 令和3年4月1日～令和5年3月31日 (2年0ヶ月)

4. 相手国側代表者(所属機関名・職名・氏名【全て英文】)

Ankara University, Law Faculty, Professor, Karan Hakan

5. 委託費総額(返還額を除く)

本事業により執行した委託費総額		4784644 円
内訳	1年度目執行経費	2375000 円
	2年度目執行経費	2409644 円
	3年度目執行経費	- 円

6. 共同研究実施期間を通じた参加者数(代表者を含む)

日本側参加者等	7名
相手国側参加者等	6名

* 参加者リスト(様式 B1(1))に表示される合計数を転記してください(途中で不参加となった方も含め、
全ての期間で参加した通算の参加者数となります)。

7. 派遣・受入実績

	派遣		受入
	相手国	第三国	
1年度目			()
2年度目	3		5 (5)
3年度目	1		()

* 派遣・受入実績(様式 B1(3))に表示される合計数を転記してください。

派遣:委託費を使用した日本側参加者等の相手国及び相手国以外への渡航実績(延べ人数)。

受入:相手国側参加者等の来日実績(延べ人数)。カッコ内は委託費で滞在費等を負担した内数。

8. 研究交流の概要・成果等

(1)研究交流概要(全期間を通じた研究交流の目的・実施状況)

2021 年度はコロナの規制が続き、大幅に予定を変更せざるを得なくなってしまったものの、オンラインでの研究交流を充実させた。年度が始まってすぐの 4 月 19 日に日本側の会合を持ち、その後トルコ側のカウンターパートと各自が研究を進め、オンラインでの開催ではあるが、日本側とトルコ側、研究の全参加者やオブザーバーも含め、2021 年 10 月 6 日と 2022 年 3 月 24 日に、それぞれワークショップを行うなど、オンラインでできる範囲での交流は行った。

2022 年度は、コロナの影響による渡航の制限は大幅に緩和されたものの、トルコにおける地震の影響から、一部日本側で予定していた参加者が渡航できなくなってしまうといった事態も発生した。それでも、研究参加者中心で行うワークショップを 3 月 15 日にアンカラ大学で開催し、研究者同士の交流を行うことができた。同会合では、2021 年度分として領土問題についてのセッションを行ったのに続き、2022 年度分として、海洋の、未画定水域の権利義務全般と、調査活動についての報告、意見交換を行った。トルコ側は、研究には参加していないが、DEHUKAM(アンカラ大学海洋・海事法センター)で勤務する他の研究者も参加するなどした。また、3 月 28 日には、日本側、横浜市立大学で、生物資源・非生物資源の利用と環境保全に焦点をあてたワークショップを開催した。同ワークショップには、共同研究者が全員対面で参加するだけでなく、大陸棚の共同開発の第一人者である、愛知大学名誉教授の三好正弘先生や、自制義務についての新進気鋭のスウォンジー大学の Van Logchem 先生も参加するなど、研究をいったん取りまとめるのにふさわしいワークショップとなった。

2023 年度は、2022 年度で取りまとめた成果を具体的に発表したり、さらに展開した。具体的には、島嶼研究ジャーナルにトルコの海洋法政策に関する論稿を 5 本発表した。さらに、立命館アジア太平洋大学の平野実晴先生をお招きし、帯水層といった他の資源と石油・天然ガス資源の共同開発を比較したり、さらには、共同開発の国際的権威である、Vasco Becker-Weinberg 先生と、他の地域の共同開発協定と比較研究を行うなどした。また、研究の総括となる 2024 年 3 月には、研究代表者と日本側の参加者の一人である今井氏が、再び DEHUKAM で講演を行った。

(2)学術的価値(本研究交流により得られた新たな知見や概念の展開等、学術的成果)

既に目に見える形で表れているのが、日本語で、島嶼研究ジャーナルにおいて東地中海やエーゲ海の海洋紛争についての論稿を発表したことである。研究申請の段階で記したように、エーゲ海、ギリシャ、トルコ、は日本においては観光のイメージが強く、その複雑な歴史やこの地域の紛争についてはあまり知られていないため、これらのことを研究して日本語で発表することには意義があると言える。また、共同執筆の形は取っていないものの、トルコ側の報告書(というより論文集)を英語で作成するに際し、日本側の知見も英語でインプットした。このうちの一部については今後英語論文として発表される見込みである。

今回の研究では、トルコ周辺海域と日本周辺海域では漁業資源の位置づけについて関心が大きく異なる点や、トルコが海洋法条約に入っていないことにより、取れる法戦略が日本とは大きく異なるなど、様々な相違点がある中でも、共同開発協定により期待される役割などには大きな違いはなく、それ故、共同管理についての協定を締結する際に求められるフォーマットも似通ったものとなることが分かった。また、条約の規定と同様かそれ以上に、それを実施するための工夫が必要とされるところ、この部分は、条約一般だけでなく、国家間の信頼醸成が必要となる。そのために、現在では、環境保全等を組み込んで活動を共に行うことが有用である点も、見解が一致した。

(3)相手国との交流(両国の研究者が協力して学術交流することによって得られた成果)

申請書に記したように、日本はトルコと相対するギリシャと、トルコは日本と相対する中国と、海洋法上の島の位置づけなどをめぐっては比較的近い立場にある。もちろん、研究者として各参加者は必ずしも政府と同じ立場を取っているわけではないが、それでも、日ごろ接する情報が母国語であることなどから、自然とその影響は受けざるを得ない。そういった状態において、ある程度立場が異なる国の人間と、密接に連携を取り、意見交換をしながら共同研究を進めることは、自身の見識を深めるという観点から非常に有用であった。また、トルコ側としては日本が先行しているとの期待感があるところ、漁業資源の管理については別として、実際には、日本も共同開発協定・合意の実施には苦慮しており、共同開発を実施する上での課題が共有された。また、日本側も、エーゲ海や東地中海の紛争などについての知識は限定的であったが、意見交換をすることでトルコの立場、同地域での法的な課題を深く理解することができた。地域によっての相違点を学ぶことは、地域の紛争を解決する上でも有用と思われる。

(4)社会的貢献(社会の基盤となる文化の継承と発展、社会生活の質の改善、現代的諸問題の克服と解決に資する等の社会的貢献はどのようにあったか)

今回研究に参加した研究代表者と今井氏が、下記、外務省の日本＝トルコ海洋協議に合わせて開催された、両国の100周年を祝うシンポジウムに参加した。これは、自分たちの共同研究が評価されてのものと言えよう。海洋法という社会科学の分野の研究で二国間交流事業に参加することはあまり多くないと思われるが、こうした、国家間のイベントにつながる貢献ができたことは社会的に評価されるものと考えられる。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/tr/pagew_000001_00465.html

(5)若手研究者養成への貢献(若手研究者養成への取組、成果)

本研究に参加した二人の日本研究者、すなわち、沖氏及び来田氏は、申請時からそれぞれ立場が変わり、より卓越した研究者への道を順調に歩んでいる。もちろん、両氏の日ごろからの研究姿勢等が最も重要であることは論を俟たないが、パートナー機関と密接に意見を交換する、特定の地域の紛争を学ぶ、という従来の国際法学ではあまり見られない形で国際法研究への参加は、彼らの成長につながったものと考えている。実際、本研究への参加を通じ、より国際的な舞台で活躍することや、英語での論文執筆のモチベーションが高まったとうかがっている。また、先方からは、研究参加者以外の若手の院生も日本で開催されるワークショップに複数名参加した。そのうちの一人は外務省に勤務しており、上述の海洋協議にも参加するなど、日本とトルコの海洋法の共通理解に早速貢献している。

(6)将来発展可能性(本事業を実施したことにより、今後どのような発展の可能性が認められるか)

下記、(7)で記す通り、DEHUKAM と早稲田大学海法研究所での協定締結に向けての動きがある。海法、という非常に専門的ではあるがグローバルな理解が必要不可欠な分野において、このような協定が締結されれば、その意義は大きい。また、DEHUKAM の学生の中には、日本への留学を決めたものもいる。若手を含めた共同研究であったり、先方のように院生を複数巻き込む場合には、交流からの留学・在外研究につながりやすくなると思われる。

(7)その他(上記(2)～(6)以外に得られた成果があれば記載してください)

例:大学間協定の締結、他事業への展開、受賞など

現在、トルコ方の研究機関の DEHUKAM と、早稲田大学海法研究所との間で、研究所間協定を結ぶことにつ

いて双方検討中である。先方からの打診があり、日本側代表者が早稲田大学に籍を移すという偶然があり検討が始まっている。可能であれば、今年度(2024 年度)中にまとめられればと考えている。